

B 2 プレーオフ試合実施要項

第1条【趣 旨】

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第4号に定める公式試合として、2017-18 B 2プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2017-18 B 1・B 2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条【大会の目的】

- (1) 2017-18 B 2リーグの各地区の1位クラブおよび各地区の上位1位クラブを除いた15クラブのうち上位1位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。
- (2) 2017-18 B 2リーグの各地区の1位クラブを上位から順に、それぞれ「三地区間1位クラブ」、「三地区間2位クラブ」、「三地区間3位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を1位から3位まで割り当てる。また、ワイルドカードについては「プレーオフ出場順位」を4位とする。上位を決定するにあたっては、「2017-18 B 1・B 2リーグ戦試合実施要項」第8条第1項の規定を準用する。
- (3) 本大会に優勝したクラブが2017-18 B 2リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、3位となったクラブが年間3位クラブとなる。
- (4) 本大会に優勝または準優勝したクラブがBリーグ規約第16条第1項に基づき翌シーズンにB 1に昇格することができ、3位となったクラブはBリーグ規約第16条第2項に基づき2017-18 B 1・B 2入れ替え戦に出場することができる。ただし、Bリーグ規約第16条第3項各号の規定は適用される。

第3条【大会方式】

- (1) 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準決勝、3位決定戦および決勝はそれぞれ2試合行う。
- (3) 準決勝は2試合とも、それぞれ「プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとし、決勝および3位決定戦も対戦クラブ間の「プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。

第4条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条〔試合の勝敗の決定〕

本大会準決勝、3位決定戦および決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、次のとおり3試合目を行うことにより勝敗を決定する。

- ① 10分間（前後半各5分）の試合を行う。
- ② 前号で勝敗が決定しなかった場合は、1回5分の延長時限を勝敗が決定するまで行う。

第6条〔3試合目の競技規則〕

- (1) 3試合目においては、各チーム前後半各1回のタイムアウトを認め、延長時限も各1回のタイムアウトを認める。なお、使わなかったタイムアウトは、次のハーフまたは延長時限に持ち越すことはできない。
- (2) 3試合目においては、2試合目の個人ファウル数及び失格・退場は持ち越さない。ただし、出場停止にかかる処分が下された選手は、これを適用する。
- (3) 2試合目の終了後、3試合目の開始までは20分のインターバルを設け、また3試合目のハーフタイムは2分とし、以降の延長時限においても、2分のインターバル後に実施する。ただし、公衆送信権および送信可能化権にかかる中継放送実施時は、2試合目の終了後から3試合目の開始までのインターバルを15分へ短縮することができる。
- (4) 前半は、センターサークルでのジャンプ・ボールで試合を開始する。
- (5) 後半は攻撃するバスケットを交換し、延長時限は後半と同じバスケットを攻撃する。
- (6) 原則的に、ユニフォームとベンチは2試合目と同じとする。
- (7) 3試合目を通じて3回のファウルを宣せられたプレイヤーは、失格・退場とし、以後そのゲームに出場することはできない。
- (8) 1チームに各ハーフ3回のファウルが記録されたあとは、チーム・ファウルの罰則が適用される。
- (9) 延長時限に起こったチーム・ファウルは後半に加算する。
- (10) 前第1号から第9号までに記載のなき事項については、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則を適用する。

第7条〔順位の決定および表彰〕

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2017-18 B2リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2017-18 B2リーグの年間準優勝クラブとし、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

準決勝、決勝戦および3位決定戦において同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、2017-18 B1・B2リーグ戦試合実施要項第6条2項2号を準用する。ただし、準決勝の3試合目については、同条3項を準用する。

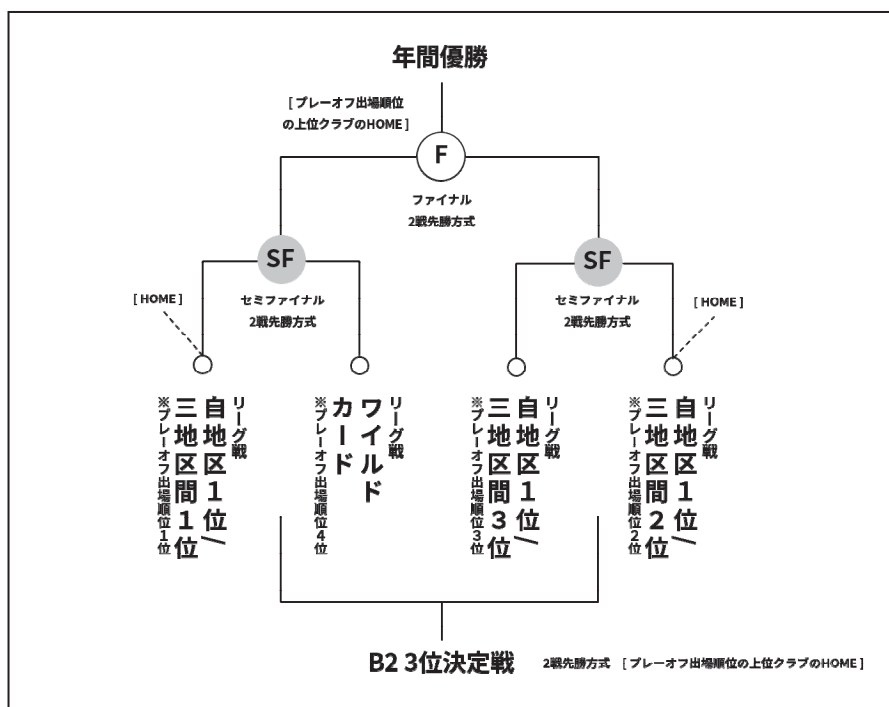
第9条〔遠征経費〕

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



〔改定〕

平成29年7月12日